

2013 年 10 月 2 日 全 5 頁

法律・制度のミニ知識

法定相続分にかかる話題

平成 25 年 9 月 4 日、最高裁判所の違憲判断

金融調査部 主任研究員
堀内勇世

[要約]

- 平成 25 年 9 月 4 日に最高裁判所の違憲判断が出た。
- 遺産相続において、結婚していない男女の間に生まれた「非嫡出子（婚外子）」の法定相続分を、結婚している男女の間に生まれた「嫡出子」の半分と定めた民法の規定が憲法に違反するとした判断である。
- 今後、この民法の規定の改正に関する議論が高まるであろう。また、非嫡出子に関連する事項として新聞等で指摘されている出生届の記述や寡婦控除の不適用に関する問題も議論が高まる可能性がある。

最高裁判所の違憲判断

平成 25 年（2013 年）9 月 4 日に最高裁判所の違憲判断が出ました^{（注 1）}。遺産相続において、結婚していない男女の間に生まれた「非嫡出子」（「嫡出でない子」、もしくは「婚外子」とも呼ばれる）の法定相続分を、結婚している男女の間に生まれた「嫡出子」の半分と定めた民法の規定が憲法に違反するとした判断です。戦後 9 件目の最高裁判所の違憲判断でした。新聞などでも大きく取り上げられていましたから、まだ記憶にある方もいらっしゃるかと思います。

このレポートでは、この違憲判断を見ていきたいと思います。なお、できるだけわかりやすくもしくは読みやすくと考え、詳細をあえて省いたところなどもあり、厳密な記述ではないところがあるかもしれませんがご容赦ください。

（注 1）この違憲判断は、以下のウェブサイトで見ることができます。

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130904154932.pdf>

問題となった点

ここで問題となった点を見てみましょう。

民法という法律には、相続に関する規定も置かれています。その中で、今回の違憲判断で問題となったのは、法定相続分に関する規定でした^(注2)。法定相続分とは、民法が定める相続分（相続財産の分割割合）で、遺言などがなく相続分に争いがある場合などに適用されるものです。民法（900条4号ただし書）では、結婚していない男女の間に生まれた非嫡出子の法定相続分を、結婚している男女の間に生まれた嫡出子の半分と定めてあります。

これが、今回、憲法（14条1項）が定める「法の下での平等」に違反するのかが問題となりました。

（注2）このレポートの内容とは直接関係はないですが、民法の定める相続人の範囲や法定相続分の基本については、以下の国税庁ウェブサイト「タックスアンサー（No. 4132 相続人の範囲と法定相続分）」もご参照ください。

<https://www.nta.go.jp/taxanswer/sozoku/4132.htm>

違憲という結論

結論は、簡単に言えば、非嫡出子の法定相続分に関する規定（民法900条4号ただし書）は、遅くとも平成13年（2001年）7月当時において、憲法の定める法の下での平等（憲法14条1項）に反する、つまり違憲であったというものでした。

非嫡出子の法定相続分に関する規定（民法900条4号ただし書）が違憲か否かについては、長い間論争があり、最高裁判所においても過去に何度か判断してきました^(注3)。これらの判断は何人かの裁判官による合議でなされ、違憲ではないかとの意見を述べる方もいましたが、結論としては違憲ではない、つまり合憲と判断してきました。それが、今回、最高裁判所として初めて違憲であると判断したのです。しかも、参加した裁判官14名全員一致でなされました。注目される判断でした。

ところで、なぜ「遅くとも平成13年（2001年）7月当時において」と付け加えられているのでしょうか？裁判所が行う法令の憲法適合性判断は、つまり法律などが憲法に違反しないか否かについての裁判所の判断は、裁判の対象となった具体的事案の解決に必要な限りで行うとする原則があります。そして今回の対象となった具体的事案は平成13年（2001年）7月に行われた相続だったので、「遅くとも平成13年（2001年）7月当時において」が付け加えられているのだと思われます^(注4)。

それでは最高裁判所は今回どのように考えて、違憲と判断したのでしょうか？簡単に言えば、社会の動向、家族形態の多様化やこれに伴う国民意識の変化、諸外国の立法のすう勢、条約の

内容とこれに基づき設置された委員会^(注5)からの指摘などを総合的に考慮すると、父母が婚姻関係になかったという、子が自ら選択・修正する余地のない事柄を理由に、その子に不利益を及ぼすことは、今回問題となった平成13年(2001年)7月段階では許されない状況に至り、違憲となっていたと最高裁判所は判断したのです。

(注3) 平成7年(1995年)7月5日の最高裁判所の合憲判断などが有名です。なお今回の違憲判断では、平成13年(2001年)7月より前の相続に関する、この平成7年(1995年)の最高裁判所の合憲判断などを変更しないとしています。

(注4) 平成13年(2001年)7月に行われた相続に関連してなされた違憲判断であったので、厳密には、その相続があった日が基準となると思われます。それゆえ、もう少し詳しく書くと「遅くとも、違憲判断の対象となった相続があった平成13年(2001年)7月▲▲日当時において」となります。なお、この日付は、注1のウェブサイトで見られる違憲判断の全文でも読み取れないようになっています。

(注5) 条約とそれに基づく委員会の例としては、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」とそれに基づく自由権規約委員会などが挙げられています。

法的安定性のために

この最高裁判所の違憲判断には、もうひとつ注目された点があります。

今回の違憲判断の対象となった相続があった平成13年(2001年)7月以降の相続で、今年の9月4日のこの違憲判断までに、非嫡出子の法定相続分に関する規定(民法900条4号ただし書)を前提としてされた遺産分割の審判その他の裁判、遺産分割の協議その他の合意等により確定的なものとなったもの(仮にここでは「確定した遺産分割」と呼びます)には、影響を及ぼさないとしている点です。つまり非嫡出子として嫡出子の半分しか相続できないとの規定を適用してなされた確定した遺産分割は、今回の違憲判断を理由に覆すことができないとしている点です^(注6)。

これは、法的安定性を害する恐れが高いと考えられたからです。つまり、今回の違憲判断までに確定した遺産分割の結果については、その結果をもとにいろいろと事が進んでおり、この遺産分割の結果を覆すとなると大混乱が生じる可能性があると考えられたからです。

(注6) 「当事者間での話し合いで遺産分割を済ませたケースでは、裁判や審判と違い、本当に『解決』したのかどうかがいまいな場合が多い。次々と争いが起きるのではないか」(平成25年(2013年)9月5日付の朝日新聞掲載の「水野紀子・東北大教授(家族法)」の発言)との指摘もあり、注意が必要だと思われます。

今後

今回、最高裁判所の違憲判断がありました。非嫡出子の法定相続分に関する規定（民法 900 条 4 号ただし書）自体は形式上残っています。そこで、今後、規定の削除などの改正議論が高まるものと思われます^{（注 7）（注 8）}。

実際、平成 25 年（2013 年）9 月 20 日の NHK の NewsWeb では、「谷垣法務大臣は閣議のあとの会見で、『どういう手当が必要か鋭意検討している最中だが、現時点では臨時国会に法案を提出することを視野に入れて作業している』と述べ、秋の臨時国会に民法の改正案を提出することを目指す考えを示しました。」（該当部分引用。なお現在、この記事は閲覧できません）とありました^{（注 9）}。

（注 7）民法の改正が行われる以前においても、実務上、例えば今後生じる相続などでは、非嫡出子の法定相続分に関する規定（民法 900 条 4 号ただし書）は無効なものとして、非嫡出子の法定相続分も嫡出子の法定相続分も同じとして裁判などでは取り扱われていくのではないかと思います。

（注 8）平成 25 年（2013 年）9 月 18 日には、平成 15 年（2003 年）の相続に関する事案で、最高裁判所は、非嫡出子の法定相続分に関する規定（民法 900 条 4 号ただし書）は違憲であり無効であると判断しています。この件については、例えば読売新聞（2013 年 9 月 20 日）や毎日新聞（2013 年 9 月 20 日（9 月 21 日最終更新））の以下のウェブサイトをご参照ください。

<http://www.yomiuri.co.jp/national/news/20130920-OYT1T01043.htm>

<http://mainichi.jp/select/news/20130921k0000m040040000c.html>

（注 9）また、法務省の以下のウェブサイトに掲載されている、平成 25 年（2013 年）9 月 20 日の「法務大臣閣議後記者会見の概要」もご参照ください。

http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00461.html

新聞等で関連して問題となりうるとしている事項

この違憲判断が出た際に、新聞等で非嫡出子に関連して問題となりうる事項として、例えば①出生届に関する事項と、②寡婦控除に関する事項の 2 つが取り上げられていました。

①出生届に関する事項

出生届には、嫡出子か、非嫡出子（嫡出でない子）か、チェックする欄があり、この欄を廃止すべきでないかとの議論があるそうです^{（注 10）}。

②寡婦控除に関する事項

この点については、平成 25 年（2013 年）1 月 11 日に日本弁護士連合会が総務大臣等に対して行った要望があります^{（注 11）}。

それによると、「非婚の母」、すなわち、法律婚を経験したことのない女性として子を扶養している者に対しては所得税法の定める「寡婦控除」は適用されないそうです。そして、寡婦控除などの規定の適用を受けた上で算出される所得の額が、「地方税、国民健康保険料、公営住宅入居資格及びその賃料、保育料等算定のための基準とされている」そうです。その結果、寡婦控除を受けられなかったがために、負担が重くなるなどの不利益を受ける場合があるとのことで、何らかの手当てが必要との声も上がっているそうです。

なお、一部市町村などでは独自に、「非婚の母」にも寡婦控除が適用されたものとみなして、保育料などを算出するところもあるそうです^{（注 12）}。

（注 10）最近この件に関する最高裁判所の判断が出ました。例えば次のように報道されています。

「出生届の婚外子区別『不可欠ではない』 規定自体は『合憲』 最高裁」

（MSN 産経ニュースのウェブサイト、2013 年 9 月 26 日）

<http://sankei.jp.msn.com/affairs/news/130926/tr113092620000009-n1.htm>

「出生届の婚外子記載『不可欠でない』 最高裁が初判断」

（日本経済新聞のウェブサイト、2013 年 9 月 26 日）

http://www.nikkei.com/article/DGXNASDG2604E_W3A920C1CR8000/

なおこの最高裁判所の判断は、以下のウェブサイトで見ることができます。

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130926154026.pdf>

（注 11）平成 25 年（2013 年）1 月 11 日に日本弁護士連合会が総務大臣等に対して行った要望、「寡婦控除における非婚母子に対する人権救済申立事件（要望）」については、日本弁護士連合会の以下のウェブサイトをご参照ください。

http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/complaint/year/2013/2013_1.html

（注 12）例えば、朝日新聞（2013 年 9 月 11 日）や MSN 産経ニュース（2013 年 9 月 10 日）の以下のウェブサイトを見ると、新たに同様の仕組みを取り入れるところもあるようです。

<http://www.asahi.com/area/tokyo/articles/TKY201309100493.html>

<http://sankei.jp.msn.com/region/news/130910/ky13091022330004-n1.htm>